

暮らしと税金のセミナー

【第1部 確定申告と住宅優遇税制の使い方1】

- ★ **確定申告とは？** 昨年1年間に得たすべての所得を総決算して所得税を精算して納税する制度です。またもし納め過ぎた税金があれば、これを選付してもらおう手続きです。

所得の10分類

労働の対価	給与所得・事業所得・雑所得
不労所得	不動産所得・利子所得・配当所得
一時的所得	一時所得・退職所得
譲渡に関する所得	譲渡所得・山林所得

- ※ サラリーマンが確定申告を要する場合
- 2カ所以上から給与、または副収入がある
 - 所得控除を活用して有利な申告をする
 - 特例を適用して有利な申告をする
- ほか

- ★ **所得控除って？** 収入以外の要素で生じる税の負担能力の違いを反映させ、課税所得から控除して税を軽減させる措置

★ 所得控除の種類

人的控除	基本的に誰でも受けられる控除で課税最低限を保障するもの	基礎控除 扶養控除 配偶者控除 配偶者特別控除
	ハンディキャップに着目して税負担を軽減させる特別な控除	障害者控除 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
物的控除	一定の支出や負担があった場合に税負担を軽減させるための控除	社会保険料控除 小規模企業共済掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 医療費控除 寄付金控除
	財産に対する損害を控除の対象とするもの	雑損控除

- ★ **確定申告をして税金を還付してもらおう！**

ケース別申告内容	家族みんなの医療費の支払いが年間で10万円を超えた。	医療費控除
	ふるさと納税をして、地域特産品をもらった。 東日本大震災の義援金の寄付をした。	寄付金控除
	子供の通う学校に寄付金をした。	
	震災・火災・水害・雪害・シロアリ被害などにあった。 盗難や横領によって損害をうけた。	雑損控除
	別居しているが、おばあちゃんの生活費を送金している。	扶養控除
	年の途中でおじいちゃんが亡くなった。	準確定申告 扶養控除
	ゴルフ会員権を売って損が出た。 上場株式を売って損が出た。 マイホームを買い換えて、損失が出た。	損益通算
ローンでマイホームを買った。 長期優良住宅を新築した。	税額控除	

- ★ **知らなきヤソンする税金判断**

参考にしたい過去の判断例	①	相続により取得した生命保険金を年金で受け取った場合に所得税を課すのは、相続税との二重課税になるので違法。(22年7月6日最高裁)
	②	被相続人(死亡者)が配偶者のために支払った介護付き老人ホームへの入居金は、配偶者の通常必要な生活費なので贈与税非課税。(22年11月19日採決)
	③	抗がん剤治療に伴うかつらの購入費用は、副作用に対応するための医師の指導に基づいたとしても、医療費控除の対象とはならない。(22年5月28日採決)
	④	眼鏡の購入費用は医療費控除できない。
	⑤	不動産業者に現金をだまし取られたり、振込め詐欺にあった損失は雑損控除できない。(横領・盗難は控除できるが、詐欺による損失は認められない。)
	⑥	ゴルフ場経営会社の倒産による会員権の損失は損益通算出来ない。(13年5月24日採決)
	⑦	FX取引は、店頭取引なら総合課税、くりっく365なら分離課税(国税15%地方税5%)となる
	⑧	国民年金等の加入者が支給開始前に死亡した場合に遺族が受け取る死亡一時金は非課税。
	⑨	相続発生から遺産分割が確定するまでの不動産収益は、法定相続分に応じて申告をする。
	⑩	父母等が老人ホーム等に入所している場合はそのホームが居所となり、同居や居住の要件を満たさない。